

公立大学法人奈良県立大学 教員の昇任及び採用に係る選考に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、本学の教授、准教授及び講師（以下「教員」という。）の昇任及び採用に係る選考（以下「選考」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教員の任命)

第2条 教員は地方独立行政法人法第20条及び第73条に基づき、学長の申し出に基づき理事長が任命する。

2 学長が前項の申し出を行うに当たっては、教育研究審議会の審議を経なければならない。

(教員の資格)

第3条 教員は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第4章に規定する資格を有する者の中から任命しなければならない。

(選考)

第4条 教員の選考は、別に定めるところにより設置する人事委員会が行う。

(雑則)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。